

設 計 書													
下水道施設課													
	課長		課長補佐		課長補佐		施設第2係長			検 算		設計者	
施 行 年 度		令和 7 年度											
件 名		彦島終末処理場用水ポンプ修繕											
実 施 場 所		下関市彦島福浦町一丁目28番31号											
内 容		用水ポンプ部品交換（2台分）一式											
履 行 期 限		令和7年8月29日											
設 計 金 額		拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円		
設 計 用 紙 下 関 市 上 下 水 道 局													

[illegible]

材料費

1 式

[illegible]

第2号内訳書	
労務費	1 式

勞務費

1 式

[illegible]

仕 様 書

- 1 件 名 彦島終末処理場用水ポンプ修繕
- 2 実施場所 下関市彦島福浦町一丁目28番31号
- 3 履行期限 令和7年8月29日
- 4 内 容 用水ポンプ部品交換（2台分）一式
(1)修繕場所については、別図1を参照すること。
(2)用水ポンプの詳細については、別図2を参照すること。
(3)交換部品の詳細については、別図3を参照すること。
- 5 提出書類 (1) 写真（施工前・施工中・完成が確認できるもの） 1部
(2) 完了届（以下の項目について記載されたもの） 1部
ア 件名
イ 内容
ウ 実施場所
エ 契約金額
オ 完了年月日
なお、修繕料については提出された完了届に基づく検査に合格したのち、支払うものとする。
(3) その他下関市上下水道局担当者が指示するもの
- 6 注意事項 (1) 関係各種法令を厳守し、安全に作業を行うこと。
(2) 処理場の運転等に、支障を与えないこと。
(3) 天候の急変などの不測の事態が発生した場合には、作業中止を指示することがある。
(4) 作業に必要な軽微な電源（AC100V）、上水については、棟屋内のコンセントおよび近隣の散水栓より支給するが、効率的に作業を行いその使用は最少限にすること。
(5) 施工に当たり施設に損傷を与えた場合は、受注者の責任において、これを補修すること。
(6) 撤去材については、受注者にて適正に処分すること。
(7) 現場工程は、発注者との打ち合わせにより決めること。
(8) 本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合、双方協議のうえ定めるものとする。